

令和3年分の年末調整時に提出する書類の変更点と留意点

TEL 095-825-1132
 FAX 095-827-3658
 E-mail info@nagatakaikei.co.jp
 URL <http://www.nagatakaikei.co.jp/>

令和2年分の年末調整では、所得税の改正等に伴う書類の追加や変更など、大きな変化に戸惑われた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。対して令和3年分では微小な変更のみとなっています。この変更点と令和2年分から増えた申告書の作成に当たっての留意点を確認します。

年末調整の申告書等の変更点

(1)押印が不要に

これまで年末調整の申告書には押印欄が設けられており、書面で提出する際は提出者の押印が必要でした。これが令和3年4月1日以後提出分から、押印は不要となりました。

(2)電子データ受領に関する申請が不要に

年末調整の電子化を行う場合、対象者から年末調整の申告書を電子データで受領するには、これまで税務署の事前承認が必要でした。これが、令和3年4月1日以後に電子データで当該申告書を受領する場合は、この事前承認が不要となりました。ただし、下表のとおり必要な措置がありますのでご留意ください。

要件	具体的な対応例
従業員が電子提出を適正に行うことができるための措置	電子署名を付与するか、パスワードを設定してインターネット経由のメールで提出
	電子署名を付与するか、パスワードを設定してUSBメモリ等に保存して提出
	社内ネットワーク内にデータを格納
	社内ネットワーク内でメールにより提出
従業員が電子提出をする際に、勤務先がその従業員を特定することができるための措置	電子署名を付与して申告書を提出
	他の従業員と区別できるようなID及びパスワードを用いて提出
申告書に記載すべき事項について画面への表示及び書面で印刷するための措置	具体的な指定はなし

年末調整の申告書類作成時の留意点

令和2年分から提出が必要となった申告書を作成するときの留意点を確認します。

(1)所得金額調整控除申告書

次のいずれかの要件に該当する給与年収850万円を超える人が、所得金額調整控除を適用する際に提出します。

- 本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者に該当
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する

申告書に記載のある要件のうち、複数に該当する場合は、いずれか1つに✓をつけます。

記入例：

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平成11.1.2以後生)

出典：国税庁HP「令和3年分年末調整のしかた」

(2)給与所得者の基礎控除申告書

その年の合計所得金額が2,500万円以下の人、基礎控除を適用する際に提出します。合計所得金額は、給与所得以外の所得も含めた合計額です。また給与所得の収入金額は給与を2か所以上から受けている場合には合計し、所得金額調整控除などの適用がある場合は、求めた給与所得の金額からこれらを控除した後の金額となります。

社員紹介コーナー



南島原出身の末永圭です。

「会計、税務、総務」という経営の重要なところを担う仕事なので、「誠実、丁寧」をモットーにお客様のお役に立てるよう一つ一つ積み重ねていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします！



社員からのコメント

MS第4課 末永 圭

松下：末永さんは第4課員、また営業グループのメンバーとして期待の星☆です。会計、税務、総務の一作業、一案件ごとに丁寧な仕事をつづけていただきたいと強く願っております！お客様のお役に立てる良いチームになれるよう一緒に頑張ってください。

高尾：末永君は私と同じ4課に属しており、席も隣です。会計処理や税務上の疑問点はすぐに質問します。常に、積極的に仕事に取り組んでおり、今後の成長が楽しみです。